

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N515
2014・1・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

安倍内閣の暴走STOPのための1年に…………… 大山勇一

●投稿 11月20日「秘密保全フェス」が大盛況…………… 武井由起子
—311スイッチャーズのパワーが炸裂

ハンセン病を理由にした特別法廷設置許可決定の…………… 長谷部芳乃
正当性について最高裁は検証を

ロースクールの実情と法曹養成

法科大学院は、青法協の魅力を伝える重要な場…………… 青龍美和子

第15回人権研究交流集会へのご参加・ご支援をお願いします…………… 人権集会実行委員会

2013年度第3回常任委員会を開催…………… 青法協弁学合同部会

☐ 地元企画「完全勝利判決から40年 神通川流域イタイイタイ病根絶の運動」

☐ 秘密保護法の採決に強く抗議する決議・TPP脱退を求める決議等



山梨・河口湖から

安倍内閣の暴走

STOPのための一年に

憲法委員会委員長 大山 勇一

1 秘密保護法の強行採決

「憲法改正は、私の歴史的使命である」（二〇一三年八月）と宣言した安倍首相の憲法蹂躪が続いている。九六条の先行改憲こそ国民の反対運動の前に頓挫したが、集団的自衛権行使の容認に向けて、内閣法制局長官を交代させるなどして政府解釈の変更を狙い、国家安全保障会議（日本版NSC）設置法を制定して自衛隊の海外派兵を情報統制下で決定できるようにしている。

そして、昨年（二〇一三年）二月六日に国民各層の広範な反対を押し切って、自民・公明両党は秘密保護法を可決成立させた。当部会は、常任委員会において各支部・各会員の取り組みについて交流するとともに、同

年一月の衆院強行採決後には緊急の議長声明を発表して法案の問題点を指摘した。日弁連を先頭にすべての単位会がこの法案への反対を強く打ちだし、多くの市民とともに街頭に立つて世論を動かした。研究者やジャーナリストをはじめとする無数の市民団体、労働組合、個人が声をあげた。しかし、安倍内閣は国民の声にまったく耳を傾けなかった。

2 安倍内閣の暴走が止まらない

さらに安倍内閣は、昨年二月に「国家安全保障戦略」と新「防衛計画の大綱」、「中期防衛力整備計画」を発表した。日米同盟の強化とともに、新たに「統合機動防衛力の構築」を掲げて、今後五年間に約二四兆六七〇

億円の軍事費を投入する軍拡計画を打ち立てている。さらに、

敵基地攻撃能力を念頭に、「弾道ミサイル発射手段等」にたいする対応能力」を検討し「必要な措置を講ずる」ことも明記している。これらは、自衛隊の役割を、「専守防衛」をたてまえとする軍



二〇一三年二月二八日、法律家団体共同で行った記者会見

隊から海外派兵の軍隊へと明確に変貌させるものである。辺野古基地建設のための埋め立てを沖縄の仲井真知事に承認させたのも日米同盟強化のための一環である。

安倍内閣は武器輸出にも前のめりである。昨年二月には、憲法や武器輸出三原則を無視して南スーダンでPKO実施中の自衛隊が保有する銃弾を韓国軍に無償譲渡した。これについては当部会で抗議声明を発表している。

加えて、安倍首相は、昨年二月二六日に首相として七年ぶりに靖国神社に公式参拝した。いまだに第二次大戦を侵略戦争ではないと美化する靖国神社に参拝することで、東アジア諸国は強く抗議をし、友好関係に決定的な亀裂を生じさせた。

そして、安倍内閣は、今年の通常国会には、集団的自衛権行使のための総仕上げというべき国家安全保障基本法の制定を目論んでいる。かつてないほどのスピードで立法改憲が進められている。

3 法律家七団体の取り組み

こうした安倍内閣による憲法破壊の動きを阻止するため、主だった法律家団体が持てる力を出し合い、継続的に学習・討議し、市

民に働きかけようとの呼びかけがなされた。参加した法律家団体は、当部会のほか日本民主法律家協会・社会文化法律センター・自由法曹団・日本国際法律家協会・日本核法律家協会・日本労働弁護団である。

まず喫緊の課題として、秘密保護法への反対運動を強めようとのことで、昨年二月二七日に声明を発表し、同日、衆院第一議員会館にて記者会見を行った。また、有志で国会議員への直接の要請も行った。こうした法律家団体の共同行動は久方ぶりのものであった。

七団体は、本年(二〇一四年)三月五日一八時から「特定秘密保護法廃止へシンポジウム(仮題)」を開催する予定である。そこでは、識者をお呼びし、この法律が、知る権利、公務員のプライバシー(適性評価制度)、平和主義などをどのように侵害するかという観点でパネルディスカッションを行う予定である。その後も定例の学習・連絡会を設け、安倍内閣の暴走を止めるために法律家団体ができることを検討していく。

4 二月常任委員会では孫崎亨氏を迎えての討議

こうした激動の情勢を踏まえ、二月のあい

ち常任委員会では、元外交官で「戦後史の正体」などの著作で知られる孫崎亨氏の特別講演を企画した。講演では、安倍首相の唱える「積極的平和主義」の真の狙いがどこにあるのか、集団的自衛権行使容認が東アジアにどのような影響をもたらすか、今後の東アジアの平和構築の展望などについて、日米関係の動向を踏まえながらお話をうかがう予定である(詳細は末尾案内を参照下さい)。

この講演を踏まえて、安倍内閣の暴走を食い止め、平和憲法の理念を守り抜くためのたたかいについて討議を行う。秘密保護法反対のために立ち上がった多くの国民と結びつき、立法改憲とその先の明文改憲を阻止する流れをどのように構築していくか、各支部の経験・実践例をお知らせいただきたい。昨年末からさらに拍車のかかった安倍内閣の暴走を食い止めるため、今年一年大いにがんばりましょう。

法律家七団体共催
「特定秘密保護法廃止へシンポジウム」
(仮題)
とき 三月五日(水二八時)(予定)
ところ 東京都内

投稿

11月20日 「秘密保全フェス」が大盛況

311 スイッチャーズのパワーが炸裂

神奈川 武井由起子

こ

これまでほとんど活動らしい活動をして来なかった私に、スイッチが入ったのは東日本大震災の震災がれきの広域処理でした。政策の是非はともかく、広域処理に子どもたちの健康を心配するお母さんが非国民と言われたことに、この国はこのままでは戦争をすると言われ、地元でがれきに関する団体を立ち上げたり、官邸前見守り弁護士団に参加したり、憲法のお話などをするようになりました。まさに311でスイッチが入ってしまった人（311スイッチャーズ）の一人です。

そのような中、今年の参院選前日に、渋谷のハチ公前を埋め尽くした「選挙フェス」の見守り行動をした際、三宅洋平氏の演説とそれに対する聴衆の反応に、私は本当に衝撃を受けました。だって、「九条を支持します」と言って、彼が読み上げた九条に、渋谷の人々が大喝采したのですから（弁護士が同じことしても全くそうなりませんよね?）。

彼の卓越した「伝える力」を目の当たりにして、私は、「彼と弁護士とで『憲法フェス』をして、普段このような問題に無関心な人たちを取り込みたい」と妄想しました。そして、当会会員の先生方を含め、内部被ばくなどについて活動している311スイッチャーズたるお母さん等にウワゴトのように言っていたら、皆さまの、三宅さんに繋がる人を出待ちしてくれたり等などの奮闘と幸運に

より、ご本人の快諾を得ることができました。そして、一月二〇日、「明日の自由を守る若手弁護士の会」主催にて、同氏の他、山本太郎氏にも出演頂き、文京区民センターにて「秘密保全フェス」を開催しました。

ス

ケジュールなどの都合で会場確保ができたのは開催の一週間前、そこは四七〇名椅子席という大きなハコで、「ガラガラだったら来てくれた三宅さん達に悪い」と心配しましたが、当日は、受付開始前から行列ができる程の大盛況、結局、立ち見も出て、五〇〇名近くの方が参加して下さいました。参加者は、アンケートベースで、最多年代が四〇代と若く、これまで、勉強会参加など活動歴が一切ない方が一割もいらしたことが特徴的でした。

法

案の解説は「言い出しつべ」ということで若輩ながら私がやらせて頂き、引き続き、山本太郎氏による国会状況報告、元国会議員の川内博史氏による原発の内部に入った映像をまじえての問題提起、その後は、三宅氏、山本氏、ロックンロイヤールたる島昭宏弁護士、私の四人でフリートークをさせて頂きました。

特に、三宅さんの（この法案で）思想的な冤罪装置が出来たような気がする」「チェコの革命時、ハベル大統領が言ったこととして、ファシズムというものは、国が上から押さえつけて流通する



ものではない。ちょっとしたきっかけから、自分の生活を守るため、口を噤（つぐ）みだす……この連鎖が起きます社会。ファシズムの状態を誘導しようとしている、まさに、これは治安維持法。僕たちは、口を噤んではいけないし、情報を求めないといけないし発信もしないといけない。議論もしないといけない」などの、詩的な、でも本質的な言葉に、皆さん強くうなずいておられました。そして、客席からだされた法案を阻止するための議員への要請行動の提案に、川内元議員がやり方を教えてくれるなど、とても实际的でもあったと思います。

私

は、個人的に、この法案のターゲットは、独立系ジャーナリストと、311でスイッチが入ってしまった市民だと思っています。原発報道を見れば、大手マスコミは、すでに権力に懐柔されてしまったようにも見え、独立系ジャーナリストに信頼が寄せられています。そして、それをツイッターやFacebookなどで身近な人々に発信し共感を広げていたり、集会やデモなどに軽やかに参加する行動派市民。政府が今、最も恐れているのは、この二つのカテゴリーの人々ではないでしょうか。

このような人たちが集まって、皆のパワーを一つにできた確かな手応えに、多くの参加者の方から「元気をもらえた」と大変ご好評を頂きました。

そのことは、最後の集合写真の、たくさんのいい笑顔からも明らかです。

こ

のイベントをやって、そのような市民から弁護士がとても期待されているということも実感しました。フェスの参加者アンケートの結果では、この会に來た動機として、山本氏、三宅氏、弁護士の話の三つが六割程度とほぼ同割合であったこと、その後、「明日の自由を守る若手弁護士の会」の、衆院通過後も「まだまだ頑張れます！」というテーマの記事がFacebookでは約二〇〇〇ものシェアにより二〇万人の目に触れたことから、弁護士による情報提供が、多くの市民から（これまで活動経験の少ない方からは特に）本当に求められているのだと確信しました。

このような時代だから、刻々と頑張らなければならないテーマが押し寄せてくるでしょう。それでも、立ち上がった大勢の人々と心をともにしてがんばっていくことは、とても心強いことです。

最後に、企画から当日の運営まで、お手伝いして下さった大勢の、当会会員の先生方、そして市民の皆様にご心よりお礼申し上げます。

ヤーマン！（三宅氏の多用するレゲエ用語で、挨拶言葉）

ハンセン病を理由にした 特別法廷設置許可決定の正当性について 最高裁は検証を

熊本県弁護士会 長谷部 芳乃

一 はじめに

二〇一三年二月六日、全国ハンセン病療養所入所者協議会、「らい予防法」違憲国賠訴訟全国原告団協議会、国立療養所菊池恵楓園入所者自治会の三団体は、最高裁判所に対し、ハンセン病を理由にした特別法廷設置許可決定の正当性について、速やかに第三者機関を設置した上で検討し、その成果を公表することを求める要請書を提出しました。

二 要請の経緯

要請三団体は、今回の最高裁への要請に先立ち、昨年二月七日、ハンセン病差別による冤罪事件である菊池事件について、検事総長に対し、検察官自ら再審請求を行うよう要請しています。菊池事件とは、ハンセン病患者とされたF氏が、自分の病気を熊本県衛生課に通報した村役場職員を逆恨みして殺害した等として、一九五三年八月二十九日に死刑判決の宣告を受けた事件です。F氏は、上告棄却により判決が確定した後も、無罪を訴え再審請求を続けましたが、一九六二年九月二十四日に死刑執行されました。この菊池事件での審理は、裁判所法第六十九条二項に基づく許可決定が下されたため、裁判所外である菊池恵楓園内に設置された仮設法廷で行われました。

菊池事件以外にも、ハンセン病を理由とした「特別法廷」設置許可決定が下された事例は、最高裁によると、裁判所法が施行された一九四七年から最後に決定が下された一九七二年までの間に九五件あり、そのうち九四件が刑事事件であったとされています。

このハンセン病を理由とした「特別法廷」設置許可決定及びこれによる審理は、大変深刻な問題を抱えているものであります。

そこで要請三団体は、最高裁に対して、この「特別法廷」に関して以下のとおり問題点を指摘し、検証を行うよう要請しました。

三 要請の概略

1 これらの「特別法廷」設置の根拠である裁判所法第六十九条二項では、「必要と認めるときは」という要件が規定されていますが、これは天災により裁判所が使用できないような場合などをいうとされています。仮に裁判所法第六十九条二項の規定によって裁判所外で開廷したとしても、憲法第三十七条、第八十二条一項より公開されていなければならないことは当然です。

しかし、ハンセン病を理由として開設された「特別法廷」は、隔離施設であるハンセン病療養所内などに設置されました。このような事実上非公開の法廷は、言うまでもなく憲法第三十七条、第八

二条一項が規定する公開裁判の要件を充足しないものです。

2 また、最高裁は、裁判所法第六九条二項の「必要と認めるときは」という要件について、「特別法廷」設置許可決定のほとんどがハンセン病患者である被告人に対するものであることを考えると、この「特別法廷」設置許可決定は「らい予防法」による患者隔離の必要性を踏まえて下されたものであることは明らかです。

一方で、「らい予防法」第五条では、「入所患者」の外出につき「法令により国立療養所外に出頭を要する場合であつて、所長がらい予防上重大な支障を来すおそれがないと認めたとき」には、外出が認められると規定されていました。

しかしながら、最高裁が「特別法廷」設置許可決定を下すにあたり、療養所長に対して、各被告人の裁判所への出頭が「らい予防上重大な支障を来すおそれ」がないかどうか判断を求めているという事情はありません。

二〇〇一年五月二日の熊本地裁判決によると、「らい予防法」制定時である一九五三年当時において、「ほとんどすべてのハンセン病患者を対象としなければならないほど隔離の必要性は見いださえない」として同法による隔離規定は違憲であるとされています。

つまり、ハンセン病患者の裁判所へ出頭を一定

の要件の下で認めていた「らい予防法」の隔離規定が憲法違反とされたのです。そうであれば、被告人がハンセン病であるということをもって下された最高裁の「特別法廷」設置許可決定が違憲であることは言うまでもありません。

さらに、この「特別法廷」の多くでは、裁判官をはじめとして、関係者が白い予防衣、ゴム長靴、手袋を着用し、被告人の着衣、凶器等の証拠物を火箸等で扱ったとされ、ハンセン病への著しい偏見に基づく不当な審理が行われていました。

そうであるばかりか、この違憲である「特別法廷」における審理によって、前述の菊池事件では死刑判決まで下されています。

3 最高裁は、同事件について、一九六一年、第二次再審請求の棄却決定に対する特別抗告を棄却しました。これは、先述の熊本地裁判決において国のハンセン病隔離政策や「らい予防法」について違憲性が明白であったとされる一九六〇年よりも後に当たります。最高裁はこの時点においても、「特別法廷」の違憲性についてまったく看過していたのです。

その後、一九六二年九月一三日に第三次再審請求が棄却されたのですが、この翌日に菊池事件のF氏は、死刑が執行されたのです。

4 国会及び内閣は、先述の熊本地裁判決以後、それぞれのハンセン病患者隔離政策に対する

責任について謝罪をし、その責任を果たすべく行動してきました。

しかし、国の隔離政策に加担し続けてきた最高裁は、これまで、事実の調査どころか、自己の責任の所在に関する意思表明もしていません。現在、国民により身近な司法となるべく司法制度改革が行われていますが、最高裁自体が過去の自分の過ちを明らかにしない限りは、国民からの信頼を得ることなど到底不可能なのです。

5 このように、要請三団体は、最高裁によるハンセン病を理由とした特別法廷設置許可決定の正当性について、検証調査を行い、その成果を公表することを要請しました。

四 おわりに

先日、要請三団体の代理人である菊池事件弁護団は、最高裁を訪問し、要請書の内容について説明を行いました。ここで当弁護団の弁護団長である徳田靖之弁護士から、ハンセン病問題を長らく放置してきた法曹の責任」として対応して欲しいという言葉が伝えられました。最高裁は、この責任を果たすべく、必ずや賢明な判断を下してくれることと信じています。

法科大学院は、 青法協の 魅力を伝える重要な場

東京 青龍美和子

①私

は、二〇〇六年四月に法科大学院（ロースクール）に入学し、二〇〇九年に修了、翌二〇一〇年に二回目の挑戦で新司法試験に合格し、現在弁護士三年目に入ったところです。法科大学院を卒業したのは五年前のことで、私が在学していた頃とは制度も実態もだいぶ変わっていると思いますが、私の経験が何かのお役に立てれば幸いです。

私が通っていた法科大学院は、法科大学院教育の理想を追求し、「理論と実務の架橋」をめざして「臨床法学教育」に力を入れ、その主要な柱として、学生が教員とともに実際の依頼者の案件に接しながら、法実務の実際を修得するというカリキュラムを実施していました。その種類も豊富で、労働、刑事、ジェンダー、行政法、外国人法など多岐にわたり、私も、労働や外国人法など在学习中に数種類の

分野を選択し、生の事件を扱いました。その他にも、模擬裁判、エクスターンシップ、現役の弁護士・検察官・裁判官の実務家教員による授業など、まさに司法修習の先取りで、今振り返ると、実際の司法修習よりも手厚い指導を受けられ、とても贅沢な内容だったと思います。

しかし、法科大学院進学のための経済的な負担は重く、その割に司法試験への合格のリスク、合格後の就職のリスクは大きい。私が法科大学院在学中は、一定の社会経験を経て入学してきたクラスメイトが多くいましたが、今はどうでしょうか。私の知り合いで弁護士志望の大学生を見ていても、高校生、大学生の頃から奨学金を受けており、さらに借金が増えることを懸念して、法科大学院へ進学することに消極的です。市民の権利を守る法曹

を育てるため、理想の法科大学院教育を実現するためには、経済的な負担を個人の責任に押し付けるのではなく、国が責任をもつことは必要不可欠です。

②法

科大学院への進学の代わりに、法曹志望者の意識は予備試験への合格に移行しています。予備試験に合格するために、大学在学中から司法試験予備校に通っているという話もよく耳にします。予備試験合格者の司法試験合格率が約七割ともなると、法科大学院に通う時間と経済的な負担は一体何なのだろうと思ってしまう。予備試験と法科大学院は両立し得ないのではないかと思います。とくに、法科大学院修了後五年が経つと、在学当時の同級生が受験回数の限度に達し、司法試験を受験できなくなり、法曹以外の他の道に進むというケースが出てきます（私の周りでは公務員になった方が多いです）。このような場合に、法科大学院での教育が、全くの無駄ということはないと思いますが、勿体ないと思ってしまうのが正直なところです。

法科大学院では、毎日大量の課題が出ていました。その上、授業だけでは不十分な択一試験対策等の試験対策もやらなければならない

第五回人権研究交流集会 集会へのご参加・ご支援をお願いいたします

実行委員会 事務局長 上野 格

今年二〇一四年三月二日・二三日、宮城県石巻市において、第五回人権研究交流集会が開催されます。私も現地に行つて参りましたが、会場である石巻中央公民館の近辺も津波の被害を受け、商店街は建物もまばら、海岸沿いは荒れ地が

広がっておりまして。是非、現地に足を運び、現状を見つつ、真の震災復興とは何か、考え、議論していただきたいと思います。残念ながら都合がつかない会員の皆様には、カンパの意味で、本集会のチケット購入をお願いし



ロースクールの実情と 法曹養成

いので、法科大学院生はとても忙しく、アルバイトする余裕もなかなかありません。試験対策もしなければならぬのに、授業の予習・復習をしないと進級・修了できないというジレンマを抱えることになり、睡眠時間も削られ、合格できるかどうかの不安などのストレスもあり、肉体的・精神的・経済的に苦しい状況に置か

れます。

（そ）んな辛い経験を乗り切れたのは、私の場合は青法協のおかげでした。ロース

クール生部会で、同じ方向をめざす仲間に出会い、物心両面で先輩の厚い援助も受けられ、裁判の生の実態を知ることができるような企画を通じて、受験勉強だけでなく人権問題についても深く楽しく学べるのは魅力的でした。どんな弁護士になりたいかを再確認してモチ

ベーションを保ちながら試験勉強にも取り組みました。

今後、法曹養成制度がどう変わると、法科大学院が存続している以上、憲法を生かして人権が守られる社会をつくるという立場の法曹を育てるためには、法科大学院の時期を最大限有効に活用すべきだと思います。法科大学院の時期に、多くの法曹の卵たちが青法協に触れることが重要だと思います。

会員の
みなさまへ

青法協メーリングリスト への登録を呼びかけます

青法協ネットは、登録していただいた方に、青法協の活動内容などをお知らせするとともに、憲法・司法・人権課題など、自由にご意見・ご要望、各支部・会員の活動などをお送りいただき、活動に反映させるために立ち上げたものです。

登録希望の方は、事務局 (bengaku@seihokyo.jp) まで、アドレスをお送り下さい。

第15回 人権研究 交流集会 あと2カ月

です。できれば参加していただき、参加できない場合でもチケットは購入していただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

ております。事実上、参加されない方も含めた会員の皆様のチケット購入で支えられている集会

第15回人権研究交流集会 (in 石巻) にご参加ください 震災復興—3.11から3年 私たちは何をすべきか

と き ○2014年3月21日 (金) 全体会13時～17時 懇親会18時～20時

○2014年3月22日 (土) 分科会 9時～12時

オプションツアー (分科会終了後半日または23日まで)

ところ ○石巻中央公民館 (全体会・分科会)

〒986-0833宮城県石巻市日和が丘1-2-7

電話 0225-22-2970 F A X 0225-21-6050

*分科会は、中央公民館のほか石巻市総合体育館・石巻市役所労働会館で行います。

参加費 弁護士協力券 5,000円／一般参加券 500円

*弁護士協力券により、人権研究交流集会は成り立っております。ご支援のほど、よろしくお願いいたします。

参加申し込みは、
「参加申込書」に
ご記入のうえ、
2月10日まで
です！

全体会は、講演、「現地からの声」、パネルディスカッションの3部構成で、「真に必要な復興とは何か」を考えます。

分科会では、宮城支部のほか、東京支部、あいち支部、北海道支部、本部震災PT、憲法委員会、新設の国際委員会などの各会員が中心となっており、前回に続く裁判必勝法のほか、復興問題、原発訴訟、原発輸出問題、平和、憲法教育、表現の自由など、さまざまな分野の特色のある7の分科会を開催することになりました。

オプション・バスツアー「石巻～女川～南三陸を巡る旅」を企画しております。

地元石巻の松浦会員、庄司会員が練り上げたプランであり、現地でしか聞けない話を聞き、現地でしか見られない状況を見る、今でしかできないツアーになっています。

北陸支部地元企画

水谷俊彦会員講演

完全勝利判決から四〇年

神通川流域イタイイタイ病根絶の運動

北陸 徳田 隆裕

一 イタイイタイ病の被害実態

一九二二年（明治四四年）ころから、富山県の神通川流域の住民に、体のあちこちが骨折し、「痛い、痛い」と泣き叫ぶ奇病が発症した。全身七二ヶ所を骨折した患者、痛くて動けないことから、寝ている量ごと病院へ運ばれる患者、どこに膝があるのか分からないくらい奇妙な骨折をした患者、骨髄の半分までしか骨が残らなかった患者等、イタイイタイ病（以下、「イ病」という）に罹患した患者の症状は、私たちの想像を絶するほどに酷いものだったようだ。

神通川の上流にある神岡鉱山（岐阜県飛騨市）を採掘する三井金属神岡鉱業所の排水が神通川とその流域の農地を汚染していたものの、神通川流域の住民は、神通川の水を飲み、また、神通川の水

を農業用水に利用していた農地からできた農作物を食べて生活していた。その結果、神通川流域の住民は、三井金属神岡鉱業所の排水に含まれていたカドミウムを体内に摂取していた。カドミウムが体内に蓄積されれば、腎臓の尿細管の再吸収機能が低下し、腎臓の糸球体で濾過したカルシウムやリンが尿中に排出され、骨の維持に必要なカルシウムやリンが尿から体外へ排出されて、骨粗しょう症を伴う骨軟化症が発症する。この腎性骨軟化症をイ病という。三井金属神岡鉱業所の排水は、人の骨を喰らう猛毒だった。

二 裁判闘争

一九六八年（昭和四三年）に当時の厚生省がイ病を国内初の公害病として認定し、イ病患者達とは、三井金属神岡鉱業所を相手に、富山地裁に提訴

した。まさに人生をかけたたたかいであった。このイ病裁判には、青法協の弁護士が弁護団の呼びかけを行い、弁護士三年目の青法協弁護士が中心となって、裁判がたたかわれた。争点は、三井金属神岡鉱業所排出のカドミウムとイ病との因果関係のみであった。

弁護団の努力と創意工夫により、裁判所に対して、因果関係について、病理機序の科学的に厳密な解明までは不要との立場をとらせ、被告の鑑定請求を却下させて、無限の科学論争を阻止させた。その結果、イ病裁判は早期に結審し、一九七一年（昭和四六年）、疫学的因果関係論を採用した富山地裁は、原告勝訴の判決をくだした。その後、被告は控訴するも、翌年一九七二年（昭和四七年）、名古屋高裁金沢支部において、原告完全勝訴の判決がくだされ、被告は、上告を断念し、公害防止協定書、土壤汚染問題誓約書、イ病の賠償誓約書に署名押印した。

イ病裁判は終結したが、ここでたたかいは終わらなかった。イ病の被害者団体と弁護団は、健康被害救済、土壤復元、発生源対策の三本柱の運動を展開していった。

三 健康被害救済

一九七五年（昭和五〇年）ころ、財界や政界等から、イ病の原因は、カドミウムではなくビタミン

不足が原因ではないかという巻き返し攻撃が起り、一九八七年（昭和六二年）ころから、患者認定行政が後退し、イ病の認定申請をした患者が不認定となることが起きた。

そこで、戦後派（イ病裁判を知らない世代）や裁判を知らない子どもたち（イ病裁判のときに生まれていない世代）の弁護士たち（青法協の弁護士が中心）が不服審査請求のたたかいはじめ、富山県の患者認定行政の歪みを糺し、過去の不認定処分の見直しをさせた。

四 土壌復元

カドミウムによって汚染された農用地を、汚染のない農用地に復元するための事業が行われた。この土壌復元事業は、四〇七億円もの莫大な費用をかけて行われ、最終的には八六三・一ヘクタールもの広大な汚染地が復元された。四〇年もの長い歳月をかけて、この土壌復元は、二〇二二年（平成三四年）に完了した。

この長年の土壌復元事業で培われた英知を、福島第一原発事故の除染問題にも応用できるのではないかと考えた。

五 発生源対策

一九七二年（昭和四七年）に、三井金属との間で締結された公害防止協定に基づき、イ病の被害者

団体と弁護団は、毎年、三井金属神岡鉱業所へ立ち入り調査を行っている。この立ち入り調査には、科学者も同席し、イ病の被害者団体や弁護団は、カドミウムを含む排水が川に流されていないかチェックしている。この立ち入り調査で問題が発見されれば、イ病の被害者団体や弁護団は、三井金属に対して、改善を要求して、交渉を協議を続ける。そして、三井金属がそれに基づき改善措置を行ってきた。

当初、イ病の被害者団体側と三井金属との関係は、敵対していたが、立ち入り調査が毎年行われていくなかで、イ病の被害者団体側と三井金属の間には、緊張感を保った信頼関係が構築されていた。四〇年以上、立ち入り調査が実施され、神通川流域の農業用水のカドミウム濃度が自然界値と同じになるまで低下した。

六 カドミウム腎症患者の救済

イ病の認定要件は、①カドミウム汚染地域に居住し、暴露歴がある、②成年以降に発症、③腎臓の尿細管障害、④骨粗しょう症を伴う骨軟化症、という四つである。このうち、④の要件の立証がイ病認定の高い壁となっていた。すなわち、骨の一部を採取して検査するのが有効とされているところ、高齢の患者にとって体力面で負担が大きかったからである。イ病の症状が骨粗しょう症

まで悪化しておらず、腎臓の尿細管障害を有するカドミウム腎症にとどまる場合、救済を受けられないでいた。しかし、カドミウム腎症患者の死亡危険度は、それが発症していない人達よりも高く、カドミウム腎症患者の救済が求められていた。そして、二〇二三年（平成三五年）二月六日・七日の富山の常任委員会の後、二月一七日、イ病の被害者団体と三井金属との間で、これまで賠償対象外であった、カドミウム腎症患者の救済を盛り込んだ全面解決に関する合意書が締結され、たんばく質の尿中濃度が一定値以上の患者を対象に、一人あたり一時金六〇万円を支払うこととなり、イ病の被害者団体は、三井金属の謝罪を正式に受け入れた。

七 最後に

イ病裁判の完全勝訴判決から四〇年以上経って、ようやく、カドミウム腎症患者の救済が実現した。イ病裁判にも、裁判後の三本柱の運動にも、その中心には、青法協の弁護士の姿があった。深刻な人権侵害に苦しむ人たちの権利救済のために奔走した青法協弁護士のスピリットは、脈々と後世に受け継がれている。私たち青法協弁護士は、先達の偉業に学び、それを承継し、後世に伝え、人権侵害に苦しむ人たちの権利救済を実現していかなければならないと強く感じた。

青法協弁学会合同部会二〇一三年度第三回拡大常任委員会◎決議・声明

議会制民主主義を踏みにじって強行された 秘密保護法の採決に強く抗議する決議

一 自民党、公明党は、本年二月五日、参院国家安全保障特別委員会において、秘密保護法案を強行採決し、さらに続けて二月六日、参院本会議に緊急上程し、両党の賛成によって強行採決し成立させた。

青年法律家協会弁護士学者合同部会は、知る権利やプライバシー権など国民の権利を侵害し、国民民主権原理を否定する秘密保護法の成立に強く抗議するものである。

二 この秘密保護法は、その内容が憲法の人権保障規定や国民民主権原理に違反するものであって、将来の集団的自衛権行使のための前提とされていることは、二〇一二年六月に発表した「秘密保全法に反対する議長声明」、衆議院で強行採決された直後の二〇一三年一月二八日に発表した「秘密保護法の衆院強行採決に抗議し、参院での廃案を求める声明」で明らかにしたとおりである。

あわせて、秘密保護法は、その内容ばかりでな

く、審議手続きにも以下のとおり看過することのできない重大な問題がある。

(1) まず、二月四日、参院の審議において、安倍首相から唐突に特定秘密指定の妥当性をチェックする「第三者機関」(保全監視委員会)についての新提案がなされた。かかる「第三者機関」を内閣官房内に設置すると説明されたことからすると、実効性の全く欠けた提案であり、国民の目を欺くものであることは明らかであるが、それでも同委員会の制度設計、役割、権限について議論する必要があったところ、不十分な説明に終始した。

(2) 続いて、同日午後に行われた地方公聴会(埼玉)は、突然前日に決定されたものであった。これは、まさに「国民の声を聞いた」というアリバイ作りのためになされた異例のものであった。また、当初法案に賛成意見であった参考人が、他の参考人の意見を聞いて慎重意見を述べており、

再度公聴会を開催するなどの手立てを尽くして国民の声を広く聞く姿勢こそが必要であった。

(3) さらに参院において法案審議が思いどおりに進まないことを理由として、与党が野党(民主党)の内閣委員長と経済産業委員長を解任し、そのポストを奪った。このように与党が野党委員長を解任したのは憲政史上初めてのことであり、数の驕りから議会制民主主義を無視する暴挙としか言いようがない。

(4) 国民の生活に大きく関わる法案であるにもかかわらず、秘密保護法の参院での審議はわずか一週間余にとどまり、衆院での審議を含めても全体で一月足らずであった。こうした審議時間の圧倒的な短さを見ても、与党が議会における討議を通じて法案の内容を国民に明らかにしていくという議会制民主主義を軽視していることは明らかである。

当部会は、上記のような我が国の民主主義を破壊して行われた全ての行為に対して、満腔の怒りをもって強く抗議するものである。

三 秘密保護法に対しては、限られた時間の中、ジャーナリストや出版人、憲法や刑法などの研究者、法律家、宗教者、女性団体など国民各層が一致し

てその危険性を訴え、廃案を求めて様々な取り組みをおこなった。また、国際ベンクラブやヒューマンライツウォッチなど国際NGOなども強い危惧を表明した。

当部会は、こうした国内外の世論に背を向け、民主主義のルールを無視して秘密保護法を強行採決した与党に対して強く抗議し、今国会で繰り返された与党を中心とした議会制民主主義の破壊行為を強く糾弾する。

当部会は、秘密保護法の施行を許さず広範な国

民と協同して同法の廃止を求めていくとともに、与党に対して議会制民主主義のルールを遵守するよう強く求める。

以上決議する。

二〇一三年二月七日

青年法律家協会弁護士学者合同部会 第三回常任委員会

環太平洋パートナーシップ協定(TPP)からの 脱退を求める決議

政府は、環太平洋パートナーシップ協定(TPP)交渉について、本年(二〇一三年)七月に開催されたマレーシア交渉から参加を開始した。TPP交渉参加国には秘密保持契約の締結が求められており、協定中にはもちろん、TPP締結後四年間は交渉内容を明らかにしてはならないとされているため、国民に対しては、交渉参加後も何ら情報開示がされず、国内において十分な議論が尽くされていない。それにもかかわらず、二〇一三年二月二日、政府担当者は、ルイ米国財務長官と会談を行い、日米がTPP交渉の

年内妥結に向けて協力していくことを確認している。

当部会としては、TPP締結による国民生活への影響は極めて大きいと考えており、国内での十分な議論なしに年内妥結されることに對して、強く抗議する。

TPP交渉は、二分野という極めて広範囲にわたって行われるものであり、食の安全や環境・労働、国民生活に不可欠な各種サービスなど、国民の生活に大きな影響を及ぼす分野が交渉の対象となっている。そして、それらの分野においては例外規定に該当しな

い限り、完全な自由化が求められるとされている(ネガティブリスト方式)。つまり、TPP交渉のなかで適用除外項目として確認されていない限り、完全自由化の対象になるということである。しかも、現在、日本政府は、ネガティブリストに載せる提案事項についてすら、秘密保持契約を根拠に明らかにしようとはしていないため、TPPが締結された後に、国民の予想に反して、多くの分野で完全自由化がなされたことが判明するという危険性もある。

また、投資分野においては、外国の投資家や企業が、進出国において相手国政府の法律や行政上の不備等で損害を被った場合、相手国政府に対する損害賠償を相手国の司法手続ではなく国際仲裁機関による解決に付託できる手続き(投資仲裁手続)を定めた条項(いわゆるISD条項)を入れることが見込まれる。この紛争解決制度は、国内の具体的な争訟事件であるにも拘わらず、日本の裁判所が関与できない仕組みであり、司法権を二元化している日本国憲法七六条一項に反する。また、このような訴訟が頻発することにより、政府が巨額の損害賠償義務を負うことを恐れて、政策決定を自由に行うことができないという国民主権原理(憲法前文、一条に反する事態が生じる恐れもある。

以上の点は、既に当部会大阪支部作成の「TPP参加に反対する意見書」(二〇一三年四月二日付)においても指摘しており、このままTPPを締結すれば、

未だに國民の生命・身體・健康・財産を保護するために行う國家の規制や、日本固有の司法權のあり方、さらに國民主權原理についても大きく改廢を迫られる危険が払拭されないままである。

国民生活に多大な影響が出るＴＰＰへの参加の是非や参加した場合の内容が、十分な情報による国民的議論なしに決められ、国会にすら十分な情報が提供されないことは、およそ憲法に定められた国民主権（憲法前文、一条）や国民の知る権利（同二条一項参照）、国会の最高機関性（同四一条）に反し、到底容認されるものではない。しかも、与党である自由民主党は、二〇二二年二月の衆議院議員選挙において、当選者二九五名中二〇五名が公報等で「ＴＰＰ参加反

参加及び締結に至る行為は、国民に対する明らかな裏切り行為であつて、この点からも国民主権原理に反する。

にもかかわらず、現状のままＴＰＰの年内妥結を行ふことを目標とする政府の姿勢に対して、強く抗議するとともに、現在のＴＰＰ交渉から脱退することを求める次第である。

二〇一三年二月六日

青年法律家協會并護士學者合同部會
第三回常任委員會

憲法九条及び武器輸出三原則を無視し、南スーダンで
PKOにあたる軍隊に銃弾一万発の武器提供をしたことに
強く抗議する議長声明

二〇一三年二月三日、日本政府は、国家安全保障会議及び持ち回り閣議で、南スーダンで国連平和維持活動（以下「PKO」という）を実施中の自衛隊が保有する銃弾二万発を、PKO協力法を根拠に、同国に派遣中の韓国軍に無償譲渡することを決定し、同日武器提供を行った。

韓國軍の武力行使と二体をなした武器提供は、
「武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解
決する手段としては永久にこれを放棄する」と定め
る憲法九条一項に反し、斷じて許されない。かかる
憲法違反を強行したことに強く抗議する。

二 青年法律家協会弁護士学者合同部会は、二〇一

年二月三日、「日本政府に対し南スーダンへの自衛隊施設部隊の派遣決定の撤回を求める決議」を発表した。同決議を通し、海外における武力行使につながる自衛隊の海外派兵自体憲法九条一項違反であること、PKO五原則に違反しうる派遣であること、道路整備等の社会資本整備という活動目的からすれば軍事組織である自衛隊の派遣は不合理であること等を指摘し、南スーダンへの自衛隊派遣に強く反対してきた。それにも拘らず南スーダンへの派遣を続行し、道路整備という目的からは不合理な程の大量の銃弾を海外で保有し、これを軍隊に提供したものであり、かかる憲法九条違反を決して許すことはできない。

「そもそも、一九六七年度の佐藤内閣において武器輸出三原則を定め、さらに、一九七六年の三木内閣において、武器の輸出については、平和国家としての立場から、国際紛争等を助長することを回避するため、三原則対象地域以外の地域にも、憲法等の精神にのっとり、武器の輸出を慎むとする政府統一見解を発表している。

それにも拘らず、政府は武器提供にあたり、「緊急の必要性・人道性が極めて高い」ことを理由として、「武器輸出三原則等によらないこととする」という官房長官談話を発表した。

これは、武器輸出三原則及び武器輸出に関する政府統一見解の趣旨を蔑ろにし、武器輸出三原則の

なし崩しの例外を認めるものであり、平和国家としてあるまじき行為である。

四 P K O協力は、日本から国際機関に対する物資協力を認めているが、政府は一九九八年の国会答弁で「人の殺傷、物の破壊を目的とする武器・弾薬の供与を要請されることは想定していない」「国際機関の要請があっても応じない」との方針を示し、一貫して武器弾薬の提供には応じない立場をとってきた。ところが、かかる政府答弁も無視し、P K O協力法の解釈として武器弾薬の提供は排除されていまい等と述べ、その時々都合のよい解釈をし、まさに国民を欺く行為としか言いようがない。

五 かかる暴挙の背景には、官房長官談話でも掲げられているように安倍首相が打ち出した「積極的平和主義」の考え方が如実に現れている。武器提供を決めるわずか六日前の二月二七日、政府は「国家安全保障戦略」「防衛計画の大綱」「中期防衛力整備計画」の基本理念及び基本方針において「積極的平和主義」を打ち出した上で、「防衛装備品の活用等による平和貢献・国際協力に一層積極的に関与する」「武器等の海外移転に関し、新たな安全保障環境に適合する明確な原則を定める」として、武器輸出三原則の見直しを進める方針を発表している。まさに、本件武器提供は、かかる方針に基づき武器輸出三原則のなし崩しの例外を拡大させ、武器輸出三原則の精神を骨抜きにしようとするものと

言わざるを得ない。加えて、今回の武器提供は、政府が上記防衛計画の大綱でも目指している日韓版A C S A（物品役務相互提供協定）の先取りとも言えるものである。

六 また、武器輸出三原則という憲法の理念に関わる重要な事柄を、国民に全く説明のないまま不透明な四者会合（国家安全保障会議）で決定したことも強く非難されるべきである。密室で政府答弁を簡単に覆して国民を欺く行為はまさに、国家安全保障会議設置法の危険性が早くも出たものであり、さらに秘密保護法が施行されれば暴挙が横行するのは明らかである。一連の、国家安全保障会議設置法、秘密保護法、国家安保戦略及び防衛大綱、

国家安全保障基本法案に一層強く反対する。

七 当部会は、憲法九条及び武器輸出三原則を無視し、南スーダンでP K Oにあたる軍隊に銃弾一万発の武器提供をしたことに強く抗議するとともに、四〇〇人規模と言われている自衛隊派遣を直ちに撤退させ、平和憲法の理念に則り、平和のための非軍事的支援を行うことを強く求める。

二〇一三年二月二七日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
議長 原 和 良

米海軍ヘリコプター墜落事故に抗議する議長声明

一 二〇一三年二月一六日、米海軍厚木基地第五空母航空団所属のヘリコプターM H 6 0 Sが、神奈川県三浦市三崎五丁目の埋め立て地に墜落し、乗員四人のうち二人が重傷を負う事故が発生した（以下「本件事故」という。事故機のメインローターや尾翼が大破して、機体が横転していることや、乗員が「後部のローター部分が停止した」と説明して

いたことからみて、事故機に深刻なトラブルが発生したものと推測される。事故機の墜落現場の近くには、漁業関連施設や住宅地が隣接しており、一歩間違えば、市民の生命が奪われるような大惨事につながりかねない重大事故であった。

二 同ヘリコプターは、米海軍横須賀基地を母港とする原子力空母ジョージ・ワシントンの艦載機である

ところ、空母の入港時には横須賀基地と厚木基地との間を頻繁に飛行していると言われており、住宅地において同様の事故が再び発生する危険がある。

神奈川県においては、一九七七年九月、米軍航空機が横浜市緑区（現・青葉区）の住宅地に墜落し、母子を含む住民が九名死傷する痛ましい事故が発生しているが、近年においても、米軍航空機の緊急着陸や部品落下事故が絶えることがない。

三 二〇〇四年八月に米海兵隊ヘリコプターが沖縄国際大学に墜落した事故を受けて、二〇〇五年四月に日米合同委員会において「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」が合意された（以下「本ガイドライン」という）が、そこでは、事故が発生した際、事故機のすべての残骸、部分品、部品及び残渣物について、合衆国側が管理することと規定された。

本件事故においても、本ガイドラインにより、神奈川県警察は、米海軍関係者が本件事故現場に到着するまで、事故発生から約三時間、現場保存しかなかった。このように、本ガイドラインは、日本の警察による初動捜査を阻むものであって、日本国の主権を不当に制限するものであるから、直ちに破棄されなければならない。

四 なお、本年（二〇一三年）二月六日に成立した

秘密保護法は、防衛や外交に関する情報について、行政機関が恣意的に「特定秘密」に指定することで、その情報は国民から隠蔽される。また、報道機関が取材をする場合であっても、ひとたび「特定秘密」を保有する者の管理を害する行為」とされれば刑事罰の対象とされる。

本件事故では、ヘリコプターが横倒しとなっていたにもかかわらず、当初は「不時着」と報道されていた。このように現状でも極めて限られた情報しか国民は知りえない状況であるところ、秘密保護法が施行されれば、その限られた情報ですら国民から隠蔽されるおそれ大きい。

五 青年法律家協会弁護士学者合同部会は、今回の米海軍ヘリコプター墜落事故に対して強く抗議するとともに、日本国民や地方自治体に対して事故原因を速やかに公表して、米軍航空機事故の再発防止を図るよう強く要請する。そして、日本国憲法二三条が定める生命に対する権利及び憲法前文が定める平和的生存権を保障するために、在日米軍基地の撤去を求める。

二〇一三年二月二十七日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
議長 原 和 良

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

— 弁学合同部会40年の軌跡 —

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替（手数料はご負担下さい）●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp

人権の砦として

— 弁学合同部会40年の軌跡 —



B5版・280ページ
定価2,500円（税込）

二〇一三年度第四回常任委員会(あいち)のご案内

青年法律家協会弁護士学者合同部会は、後記の要領で二〇一三年度第四回拡大常任委員会を行います。この常任委員会で全国各地の取り組みを交流し、その成果を各地の取り組みに役立ててくださいますようお願いし、ご案内申し上げます。新人弁護士の方、常任委員以外の会員もぜひご参加ください。

記

□日時 二〇一四年二月一四日(金) 午後一三時～一五五(土) 正午

□場所 愛知県名古屋市内

□特別講演 一四日(金) 一三時一〇分～一四時三〇分

講演「『積極的平和主義』とアジア外交」(仮)

講師 孫崎 亨氏

□地元企画① 二月一四日(金) 一七時～一八時(予定)

講演①「『静かさを返せ!』名古屋新幹線公害(騒音・振動)訴訟

この訴訟に全てをかけた職人弁護士が苦闘の訴訟を語る」

講師 高木輝雄弁護士

講演②「若者の貧困と将来の民主主義の危機

—奨学金、ブラックバイトがはらむ構造的な社会問題—(仮)

講師 大内裕和教授(中京大学・奨学金問題対策全国会議共同代表)

□地元企画② 二月一五日(土) 一三時～一六時(予定)

オプショナルツアー「戦争と平和の資料館。ピースあいち」への訪問・

館長野間美喜子弁護士の講演

詳細は別途送付の常任委員会の案内をご参照いただくか、弁学会合同部会本部事務局までお問い合わせ下さい。

編集後記

▼新年も安倍内閣の年越しの暴走で明けたが、とりあえずは、皆さまおめでとうございます。▼私は例年通り、年末年始は世界の子どもの撮影を兼ね、海外へ脱出しました。ウィーンとザルツブルグ二都市をゆっくり自分のスケジュールで巡りました。しかし、ドイツ語がさっぱり私には、バスやトラムや地下鉄に乗っての移動には失敗もあり苦労しました。▼ヨーロッパ三大美術館のひとつウィーン的美術史美術館はすごいです。名画が手に触れる距離(なかにはガラスもはいっていない額があります)で写真撮影も自由など、日本の美術館では考えられない寛容な観賞方法には驚かされます。▼旅の目的のひとつである本誌の「世界の子ども」の写真撮影には、名画の撮影よりやっかいです。まず、子ども連れのお父さんには断られます。しかし、お母さんは笑顔で応じてくれるばかりか、子どもにもポーズをとらせ、サービスしてくれます。もともと私の方も警戒されないように、プロ風なカメラで日本から取材にきましたというふうな雰囲気をつくりますが。▼私の世界の子どもの写真撮影も、時に国別から都市別に変わりますが、小さな子どもの表情や動作は世界共通で、本質的に違いはあまりありません。但し、それはおとなが子どもの生活環境を破壊しない限りの話です。

(宮本 智)